



令和7年度 带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成について

带状疱疹は、水ぶくれを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに、帯状に出る皮膚の疾患です。強い痛みを伴うことが多く、症状は3週間から4週間ほど続きます。

子どもの頃にかかった水痘（みずぼうそう）ウイルスが体の中で長期間潜伏感染し、免疫力が低下した際などに带状疱疹として発症します。特に50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症するといわれています。

周囲の人に带状疱疹としてうつることはありませんが、これまで水痘にかかったことがない小児等には水痘を発症させる可能性があります。

令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)においては、次のとおり任意予防接種費用の一部助成します。

◆助成対象者

接種日において、池田町に住民登録のある満50歳以上の者で定期接種対象者（★）に該当しない者

◆ワクチンの種類・助成額・助成回数

带状疱疹ワクチンは、現在2つの製品（ビケン・シングリックス）があり、接種方法や接種回数等が異なります。必ず医師と相談し、どちらか一方のワクチンを選択し、規定の回数の接種を完了させましょう。

	乾燥弱毒生水痘ワクチン (ビケン)	乾燥組換え带状疱疹ワクチン (シングリックス)
種別	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数	1回	2回 (1回目接種後、2か月の間隔をあけて 2回目接種を行う)
助成額	4,000円	10,000円/回
助成回数	1回	2回まで
【参考】接種費用	8,000円～10,000円程度	1回あたり20,000円～25,000円程度

※医療機関ごとに取り扱うワクチンの種類や接種費用が異なります。詳しくは医療機関へお尋ねください。

◆申請方法

予防接種を受けた後、下記の持ち物を持参のうえ、早めに保健センターで手続きをしてください。

＜手続き時に必要なもの＞

予防接種済証等の接種記録 ワクチン接種にかかる領収書 印鑑 振込先口座番号のわかるもの

＜申請期限＞

接種後1年以内

◆留意事項

- 任意接種は、医師と相談のうえ個人の意思により接種を受けるものです。予防接種の間隔、効果や副反応等については、かかりつけの医師や接種を受ける医師等によくご相談ください。
- 揖斐郡内の登録医療機関で接種し、予防接種による健康被害を受けた場合は、池田町が加入している保険で救済されます。登録外の医療機関で接種した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになります。

(★) 带状疱疹予防接種の定期接種について

- 令和7年4月より、带状疱疹予防接種は予防接種法に基づく定期接種として実施しています。
〈対象者〉当該年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方および101歳以上の方
※65歳～100歳までの5歳刻みの年齢の方への定期接種は、令和7年度～令和11年度までの5年間の経過措置となります。令和12年度以降は65歳の方のみが対象となる予定です。
- 任意接種にて規定回数の接種が完了した場合、定期接種対象年齢に到達した際には定期接種の対象外となります。

この内容は、令和7年4月現在のもので、令和8年4月以降は助成内容や金額が変更になる場合がありますので、広報またはホームページ等でご確認ください。

【お問い合わせ】 池田町保健センター（平日 8:30～17:15）
☎ 0585-45-3191